

平成20年度第2回 行財政改革委員会市民部会 議事録

日 時 平成21年3月19日(木) 午後2時58分 ～ 午後4時44分

場 所 川崎市役所第3庁舎15階第1・2・3会議室

出席者 委員 加藤部会長、井上委員、徳田委員、殿村委員、山越委員

市 側 長坂総務局長、秦野人事部長、野村財政部長、小林行財政改革室長、
三橋企画調整課主幹、竹花財政課主幹

事務局 布川行財政改革室主幹、石井行財政改革室主幹、原行財政改革室主幹、
株式会社シーエスケイ

- 議 題
- 1 平成21年度当初予算について
 - 2 市民部会 平成20年度活動報告について
 - 3 平成21年度の市民部会の取組について
 - 4 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

布川行財政改革室主幹

それでは、定刻より少し早いですけど、委員の方そろいましたので、始めたいと思います。

ただいまから、平成20年度第2回行財政改革委員会市民部会を開催させていただきたいと思います。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、総務局行財政改革室、布川と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして幾つかの事務連絡をさせていただきます。

本日の委員会につきましては公開とさせていただきますので、マスコミの方々の取材を許可しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。また、速記業者の方に議事録の作成を委託しておりますので、会場内に同席させていただいておりますので、あわせてご了承いただきたいと存じます。

なお、この市民部会の会議運営等につきましては、株式会社シーエスケイさんにご協力をお願いしておりますので、本日の部会におきましても事務局として出席させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に本日の次第、席次表、委員の皆様の名簿、資料といたしまして、資料1、平成21年度川崎市予算について。資料2といたしまして、平成20年度川崎市行財政改革委員会市民部会活動報告書。資料3といたしまして、平成21年度行財政改革委員会市民部会の取組についてでございます。

資料の不備などがございましたら、申し出ていただきたいと存じますが、資料についてはよろしいでしょうか。

(なし)

なお、本日、後藤委員、田村委員、前田委員におかれましては所用のため欠席したい旨の連絡を承っております。

それでは、まず初めに長坂総務局長から皆様にごあいさつを申し上げます。よろしくお願い致します。

長坂総務局長

こんにちは。総務局長の長坂でございます。平成20年度第2回行財政改革委員会市民部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

市民部会といたしましては、今年度第2回となるわけでございます。皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、委員の皆様には5月からもう既に3回にわたります事前検討会において、熱心なご議論をいただいております、そのように伺っておりますが、まずは厚く御礼を申し上げたいと思います。

今年度は第2期実行計画、それから、新行財政改革プランの取組がスタートしたところ

でございます。これまで委員の皆様を初め、市民やそれから議会の皆様のご理解とご協力をいただきながら、行財政改革の取り組みを確実に進めてきているところでございます。こうしたことによりまして、平成21年度予算におきましては、説明を後ほどさせていただきますが、引き続き改革の成果を市民のサービス向上のために、その還元に努めるとともに、これまでの改革の成果を反映いたしまして、減債基金から新規借入れを行わずに収支均衡を図るという第1次改革プランの目標を達成することができたところでございます。今後とも、社会環境の変化への的確な対応を図りまして、また、市民の皆様の安全安心な暮らしの確保に向けまして、安定的に必要なサービスの提供ができるよう、引き続き新改革プランに基づく取組を進めていきたいと、このように思っております。

本日は議題として、まず、先ほど申し上げました「平成21年度川崎市予算について」でございますけど、このたび、本日でございますけど、市議会において議決をいただいたところでございます。その内容について、ご説明をさせていただきます。また、今年度、委員の皆様にご議論いただいたテーマについてご報告をいただけるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、きょう本日の予定は一応2時間という長時間にわたる会議ではございますが、委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただければとこのように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

布川行財政改革室主幹

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

これからは部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。加藤部会長、よろしくお願ひ申し上げます。

加藤部会長

それでは、今、お話がありました次第に従いまして、きょうの市民部会を開催いたします。

最初に、平成21年度川崎市予算につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

竹花財政課主幹

財政局財政課の竹花と申します。座って失礼させていただきます。

それでは、私の方から平成21年度の予算の概要につきまして、ご説明をさせていただきますので、お手元の資料1、平成21年度川崎市予算について、こちらをごらんください。

まず、表紙のイラストですけれども、こちらは本市と東京電力とが共同によって整備いたします浮島太陽光発電所の完成予想図でございます。扇島に整備いたします施設と合わせまして、合計20メガワットとなる国内最大級の太陽光発電所になります。こちらは平成23年度の稼働を予定しておりまして、おおむね一般家庭で6,000世帯分の電気を発電することができるというような施設でございます。

それでは、表紙をおめくりください。

まず、平成21年度の予算に対します市長の考え方につきまして記載してございます。昨年の3月に平成20年度から平成22年度を計画期間といたします新行財政改革プランと新総合計画、川崎再生フロンティアプランの第2次実行計画を策定いたしました。平成21年度予算につきましては、この計画の2カ年目の予算としまして、計画事業の着実な推進を図る予算としまして、次の点を基本に編成したものでございます。

1点目といたしまして、健全な財政構造の構築に向けて行財政改革の取組を確実に予算に反映したということでございます。新行財政改革プランに基づく改革の取組を積極的に推進しまして、これまでの改革の成果とあわせまして、予算に反映したことによりまして、減債基金からの新規借入れを行わずに収支均衡を図るという第1次改革プランのからの目標を達成することができたものでございます。

また、平成21年度におきましては、昨年度の道路、公園、街路樹の管理水準の引き上げなど、これまでの還元施策に引き続き取り組むとともに、これに加えまして私立幼稚園の園児保育料等補助のさらなる拡充や幹線道路の緊急渋滞対策の実施など、改革効果の市民サービスへの還元に努めてまいります。

2点目といたしまして、計画事業の実現と社会環境変化への的確な対応ということでございます。ここに代表的な取組が書いてございますが、まず、安全安心な地域生活環境の整備といたしまして、川崎病院における新生児集中治療管理室の再開や、聖マリアンナ医科大学病院におきます総合周産期母子医療センターの整備でございます。こちらにつきましては、今、周産期、妊娠22週から産後1週間を周産期といいますが、その周産期にお

きます救急医療体制というものが全国的な課題となっているところでございます。本市におきましては、まず、川崎病院におきましては、一時的に休止しておりました新生児集中治療管理室、NICU、こちらにつきまして、従前の病床数の5床から6床に拡充しまして、この4月から再開するとともに、また、聖マリアンナ医科大学病院におきまして、市が事業費の一部を補助することによりまして、NICUを9床から12床に拡充する、また、新たにMFICUといたしまして、母体胎児集中治療管理室、こちらを6床、6ベットによりまして新設いたしまして、川崎市におきましては初めてとなります総合周産期母子医療センターを整備することによりまして、周産期における救急医療体制を強化するものでございます。

次に支え合いによる地域福祉社会づくりといたしましては、特別養護老人ホームの整備につきましては、建設費の補助制度につきまして、限度額を従前の1床当たり約480万円から約800万円に大幅に拡充しますとともに、事業者の安定的な運営を支援するために、運営費の貸付制度につきましても、据置期間を延長するなどによりまして、介護基盤の主要な施設であります特別養護老人ホームについて整備を一層推進するものでございます。平成21年度には1カ所、平成22年度には4カ所の開設を目指しております。また、老朽化が進んでおります井田病院につきましては、再編工事に着手いたしますが、こちらは工事期間も病院機能を維持しながら、段階的に整備を行いまして、平成25年度の新病棟の完成を目指すものでございます。

続きまして、総合的な子供支援としましては、保育受け入れ枠の拡大につきましては、本市では平成19年7月に保育緊急5か年計画、こちらを策定いたしまして、受け入れ枠の拡大を図ってきたところでございますが、ますます高まる保育需要に対応しまして、計画を前倒しして認可保育所の整備などを行うことによりまして、平成21年度には1,000人ほどの受け入れ枠の拡大を図ることとしております。また、妊婦健康診査の拡充につきましては、助成対象をこれまでの5回から出産までに必要とされております14回すべてに対しまして助成対象を拡充するものでございます。

続きまして、環境配慮・循環型の地域社会づくりとしてカーボン・チャレンジ川崎エコ戦略の推進でございますが、こちらは低CO₂川崎ブランド制度といたしまして、温暖化対策に寄与します製品ですとか技術をブランドとして認定する制度を構築するほか、住宅用の太陽光発電設備の設置に対する補助につきましても、従前の1キロワット当たり3万円を7万円に引き上げるなど、温暖化対策に取り組んでまいります。

次の川崎の魅力を育て発信する取組としましては、音楽のまち・かわさきの推進などでございまして、音楽のまち・かわさきの推進といたしましては、ミューザ川崎シンフォニーホールが今年で会館5周年を迎えます。記念コンサートの開催など、ミューザ川崎シンフォニーホールを核とした取組を展開するとともに、各区役所におきましても、ロビーコンサートなどをはじめとして、各区の創意工夫を生かした市民の方々に身近な取り組みを進めてまいります。

また、急激な経済環境、雇用状況の悪化にも迅速かつ的確な対応を図っているところでございまして、昨年のステップⅠ、ステップⅡに引き続きまして、平成21年度予算におきましてもステップⅢとして切れ目なく緊急経済対策を実施してまいります。こちらにつきましてはまた後ほどご説明させていただきます。

3点目といたしまして、自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりに向けた取組の推進でございます。市政に市民が主体的にかかわる仕組みとしまして、パブリックコメント手続制度の適切な運用などに引き続き取り組むとともに、区民会議等におきます議論も踏まえまして、地域の課題を自ら発見し解決する市民協働拠点として区役所機能の強化を一層推進してまいります。

平成21年度予算につきましては、これまでの加速を経まして、次の段階の水平飛行へ移行した行財政運営について、今後も安定軌道を確保していく予算であるという意味を込めまして、川崎安定フライト予算、このように名づけたところでございます。

続きまして、1ページをお開き願います。

予算の概要でございますが、平成21年度予算は、一般会計はこちらにございますように5,816億円ほどということで、対前年度比4.6%の減、一般会計に特別会計、企業会計を合わせました全会計といたしましては1兆3,173億円ほどで、対前年度比1.2%の減となっております。一般会計の予算規模につきましては4.6%のマイナスとなっておりますが、これは平成20年度の予算におきまして、ちょっと臨時的な要素としまして、特別に金額が大きな事業が計上されていたためでございます。何かと申しますと、臨海部の水江町に土地開発公社が所有しております用地につきまして、先端技術産業の誘致を図り有効活用を行うため、市が公社から土地を買い取る経費といたしまして、20年度予算には約240億円が計上されておりました。また、この土地につきましては、平成15年度に市が市債を活用しまして、土地開発公社に資金を貸し付けることによりまして、これまで公社が保有していたものでございまして、平成20年度において市が公社から土

地を取得することによりまして、この貸付金を公社から市に返済してもらうということがあります。市の方ではこの返済金につきまして、平成15年度に資金を貸しつけたときに活用しました市債の償還のために減債基金という市債償還のために蓄えておきます基金へ積み立てを行います。こうしたことから、平成20年度予算では土地購入費とまたそれとほぼ同額の基金の積み立てのこの2つの支出を計上しておりますので、合わせまして480億円ほどの臨時的な予算計上があったものでございます。したがって、平成20年予算からこの臨時的な要素を除きますと、こちら一般会計の表の中で平成20年度予算、括弧書きになっているかと思いますが、この特殊な要素を除きますと、平成21年度予算は実質的には3.6%の増となるものでございます。

続きまして、2ページへまいりまして、一般会計予算の概要でございますが、まず歳入でございます。主な増減を中心にご説明させていただきます。

平成21年度の一般会計予算はただいま申し上げましたとおり、5,816億円ほどとなっております。表の一番上、市税でございますが、こちらは前年度と比べまして2億円ほど、0.1%増の2,890億円ほどとなっております。こちらにつきましては企業収益の減少から法人市民税が減となるものの、納税者数の増加により個人市民税は増となるとともに、3年に1度ございます固定資産の評価替えの影響等によりまして、固定資産税も増となることから、前年度とほぼ同額の予算を確保できたことでございます。

お手数ですが、この資料の後ろの方になりますけれども、123ページをお開きください。こちらに市税の内訳を記載してございます。こちらの単位が1,000円単位となっております。上から3行目にあります市民税の法人ですけど、こちらにつきましては27.2%、79億円ほどの大幅な減となっております。しかしながら、その上にあります市民税の個人が5.3%、59億円ほどの増、2つ下の固定資産税が20億円ほどの増ということで、市税全体としては前年度並みの予算を確保することができたものでございます。

市民税の法人につきましては、昨今の景気後退を受けまして、全国的に大幅な減少となっているわけですが、本市におきましては人口の増などにより、それを補うことができているというのが強みとなっております。

ちなみに国における見込みでは、平成21年度は全国ベースでの市町村全体としましては4.0%ほどの税収の減が見込まれておりまして、また、このところで、各都道府県ですとか政令市の予算も明らかになってきたところですが、すべての都道府県、政令指定都市の予算におきまして、わずかではございますが、税収がプラスの計上となっているの

は川崎市だけというようになっております。

恐れ入りますが、また、2ページへ戻っていただきまして、歳入の表の真ん中でございますが、国庫支出金につきましては、歳出で生活保護費が増加となりまして、生活保護費につきましては、その4分の3が国の負担金として入ってきますことから、こうしたことから16億円ほどの増となっております。

次の県支出金につきましては、先ほど申しましたが、平成21年度におきまして妊婦健康診査の助成につきまして、従前の5回から14回に増やしますが、この増やします9回分につきまして、その2分の1につきまして国庫補助制度が創設されまして、これは県を経由して入ってきますので、こうしたことなどから17億円ほどの増となっております。

表の下から2番目の市債は、先ほどご説明いたしました平成20年度の水江町の土地取得におきまして、市債を活用しますことから、こちらが平成21年度はなくなりますので、46億円ほどの減となっております。

一番下のその他につきましても、同じく水江町の用地取得に関するものでございまして、先ほど平成20年度は土地開発公社からの土地の取得に伴い、平成15年度に貸し付けた資金が返済されるというふうにご説明いたしましたが、この分がなくなりますことから、225億円ほどの大幅な減となっているものでございます。

次に右のページをお願いいたします。

右の3ページ、歳出でございしますが、まず、上から2行目の総務費につきましては、これも同じ理由ですが、平成20年度におきます水江町の用地取得の完了などにより、250億円ほどの大幅な減となっております。

4行目のこども費につきましては、保育所受け入れ枠の拡大によります民間保育所運営費の増ですとか、妊婦健康診査事業費の拡充などにより48億円ほどの増となっております。

その2つ下、環境費につきましては、特別緑地保全地区等の用地取得や、仮称リサイクルパークあさお、新しいごみ処理場ですけれども、こちらの整備費の増などから48億円ほどの増となっております。

その下、経済労働費ですが、こちらは融資枠の拡大によります中小企業融資事業費の増などから、123億円ほどの増となっております。

それから、4つ下にまいります。まちづくり費でございしますが、こちらは小杉駅周辺交通機能整備事業費といたしまして、横須賀線の新駅の設置関係の事業費ですとか、新川

崎地区の整備事業費の増などにより59億円の増となっております。

続きまして、4ページをお開き願います。左側、性質別予算ですが、こちらは歳出を性質別に分析したものでございます。

まず、人件費につきましては、職員数の削減や退職手当の減などにより、15億円ほどの減となっております。

次に、扶助費は生活保護費の増や保育所受け入れ枠の拡大による児童福祉費の増などから48億円の増となっております。

公債費は先ほど申しました水江町の用地の取得完了によりまして、減債基金への積み立てが減となることから218億円の減となっております。

こうしたことから人件費、扶助費、公債費を合わせました義務的経費の構成比は、前年度を0.9ポイント下回ります49.2%となっております。

投資的経費は水江町の用地の取得完了などにより、42億円の減となっております。

右側、5ページにまいりまして、財政健全化の取組でございます。

冒頭にも申し上げましたが、平成21年度予算におきましては、減債基金からの新規借り入れを行わずに収支均衡を図るという平成14年度の第1次改革プランからの目標を達成することができました。減債基金からの借り入れにつきましては、余りにも急激な行政改革や事業の見直しを行いますと市民サービスに与える影響が大きいことから、こうした影響にも配慮しつつ、着実に行政改革を進めていく間、緊急避難的な措置といたしまして、将来の市債償還のための基金から借り入れを行って収支を賄うということをしてきたわけですが、平成21年度予算におきましては、この間の改革の取組などにより、当初の計画どおりの目標を達成し、基金からの借り入れなしで予算を組むことができたところでございます。こちらにありますように、改革の効果は年々積み重なってきておりまして、平成21年度予算におきましては、単年度で629億円の効果となっておるところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

財政健全化の状況でございますが、財政健全化の状況を端的にあらわすものとして、職員給与の推移とプライマリーバランスの推移を掲載しております。第1次改革プランで示しましたとおり、本市の財政構造の一番の課題は歳出に占めます人件費の割合の高さにありました。そのため、職員数の削減等を最優先課題として取組を進めてきた結果、人件費は確実に減少しているところでございます。

上のグラフは人件費のうち、退職手当や共済費等を除きます職員給をあらわしたものでございますが、平成14年度と21年度の当初予算との比較では923億円から739億円と184億円、率にいたしますと約20%の大幅な減となっております。また、その下の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスでございますが、このプライマリーバランスにつきましてもは公債費以外の歳出につきましても、市債の借り入れ以外の歳入をもって賄うというものでございますが、ここでは逆算的に公債費と市債を比較しております。下の平成14年度からの推移のグラフをごらんいただきますと、平成17年度以降は歳出の公債費が歳入の市債の発行額を上回っておりまして、プライマリーバランスの黒字が5年連続で達成できているということになります。また、地方債の残高につきましても抑制縮減基調にあるということでございます。

次の右側、7ページにまいりまして、行財政改革効果の市民サービスへの還元でございます。改革の初期におきましては、危機的な財政状況の中でその効果につきましてもは収支不足の補てんに優先的に充てざるを得ないような状況でございましたが、平成18年度から市民サービスの還元にも振り向けることができるようになっております。こちらにはその代表例を示しております。平成18年度からは小児医療費助成の拡充や私立幼稚園園児保育料等補助の拡充、平成19年度からは小中学校普通教室の冷房化など、そして、平成20年度からは公園・街路樹等の維持補修の拡充や小中学校トイレの快適化など、子どもに関する施策を中心といたしまして、市民の皆様にも身近なサービスへの還元を順次拡大してきたところでございます。

平成21年度におきましては、これらの取組を引き続き実施してまいりますが、加えて私立幼稚園園児保育料等補助につきましても、こちらにございますように単価を増額するとともに、交差点の改良などによりまして、多摩沿線道路や尻手黒川線の市の縦方向の幹線道路の緊急渋滞対策につきましても取り組んでまいります。

続きまして8ページをお開き願います。

こちらは昨年から取り組んでおります緊急経済対策についてまとめたものでございます。昨年のステップⅠ、ステップⅡに引き続きまして、平成21年度予算ではステップⅢとして総額575億円の対策を行ってまいります。その主なものについてご説明させていただきます。

8ページ、左側の下ですが、中小企業等の活力向上対策としましては、市内中小企業への融資枠の拡大を図るとともに、技術力・開発力がある中小企業の再生を支援する新たな

融資制度を創設いたします。加えまして信用保証料の補助や経営安定資金の利率引き下げ、業種の拡充を継続するなど、中小企業の融資制度を充実してまいります。

右のページにまいりまして、上ですが、公共事業の早期発注及び地域配慮といたしましては、引き続き公共事業の早期発注に努めるとともに、市内中小企業優先発注の配慮ですとか、公的債務支払いの早期化などを継続してまいります。また、市内経済の下支えとしまして、工事費総額を前年度から増額して確保するとともに、市内中小企業の受注に配慮しまして、補修工事費につきましても拡充したところでございます。

市民生活の安全安心のための対策といたしましては、消費生活相談体制の強化充実や就業支援の拡充を図ってまいります。また、定額給付金につきましても早期の給付に向けて取り組んでまいります。

その下、緊急雇用対策ですが、こちらは市の委託事業等による雇用創出を図るとともに、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金、こちらを活用した雇用や定額給付金の支給事務における雇用も行ってまいります。

次の10ページから14ページまでは重点的戦略的に取り組む施策の展開といたしまして、新総合計画の重点戦略プランに基づき、平成21年度の主な事業を掲載してございます。また、15ページ以降には新総合計画の政策体系ごとに主な事業につきまして、内容や予算額など、詳細に掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、大変雑駁ではございますが、平成21年度予算の説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

加藤部会長

ありがとうございました。

それでは、今、ご報告をいただきました、きょう決議されました川崎市予算につきまして、委員の方のご意見を伺いたいと思っておりますけれども、大変膨大な内容でございまして、事前にお配りをしておりますけれども、内容的に、1つは予算の規模の件とか、もしくはその内容の中の歳入と歳出の問題ですとか、それから、健全化の取り組みの状況でございまして、あと、今お話がありましたこの厳しい経済環境下を踏まえた緊急対策の実施等々についてもまたコメントされていますし、参考にですと、126ページ、127ページに1人における予算の使い方もグラフ等々を使われて表示されていますので、それぞれの皆様のお立場の観点で結構なので、ご意見ですとか、ご質問があれば順次伺いたいと思って

おりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、山越さんからよろしいでしょうか。

山越委員

膨大な資料なので、基本的には内容云々はちょっと余りよく把握はしていないので申しわけないんですけども、ちょっと、じゃあ後で探して、すみません。

加藤部会長

例えば経営なさっておられるんで、その立場から、中小企業の支援策について何かご意見があれば、また。

殿村委員、消費者の立場から何かありますれば。

殿村委員

特にもう今のところないです。

加藤部会長

よろしいですか。

殿村委員

はい。

加藤部会長

じゃあ、徳田委員、何かございますか。

徳田委員

まだよく消化できていないので、意見というより質問なんですが、この減債基金というのはそもそもどういうことを規定しているということでしょうか。

加藤部会長

減債基金の趣旨でございます。

野村財政部長

財政部長の野村と申します。減債基金と申しますのは簡単に言いますと、例えば100万円の借金を30年間するという場合に、確かに100万円を返すのは例えば30年後に100万円返せばいいわけなんですけれども、そうですと世代間の負担というのがとれないということで、例えばですけど、3万3,000円ずつ積み立ていく、そういった基金でございます。ですから、例えば今それを使ってしまふ、あるいは借りてしまふと、将来に負担をどんどん先送りしてしまふということになるということです。

資料の125ページをお開きいただければと思います。ここに基金残高の状況ということで川崎市が設けている基金の一覧がつけてあるわけでございますが、減債基金としては上から4番目でございます。こういった形で将来の地方債の償還に備えて基金として積み立てるという趣旨のものでございます。それをこれまでは逆に年度の予算を組むときに借りる前提で予算を組まないとなかなか予算規模というか、事業が乗せられないということがございます。

徳田委員

いつごろから始まっているんでしょうか。

野村財政部長

基金の借り入れですか。

徳田委員

いつごろ基金を受けられた。

野村財政部長

基金が設置された時期でございますか。

竹花財政課主幹

減債基金というのは昭和の時代で、ちょっと私も記憶が。

昭和53年とかそのあたりだったじゃないかと、すみません、ちょっと記憶が。昭和の

時代であることは間違いございません。

徳田委員

ああそうですか。それで、毎年度予算から積み立てて、資金が出ているわけですね。

野村財政部長

積み立ては必要なものについては2年前、3年前からしっかり積み立てておるんですけども、予算を組むときに、減債基金から、具体的に申しますと150億円借りてくるということで、財源を確保して、それで予算編成をしないと昨年度までは組めなかった。ことしはその借り入れるということを予算上もしないで、予算を組むことができたということで、それは行革を進めて、経費の削減と歳入の確保したところで、そういった均衡のとれた予算を組むことができたということになります。

徳田委員

わかりました。

加藤部会長

よろしいですか。

井上委員、何かございますか。

井上委員

市長のコメントのところです。ちょっと感じたんですけども、小児医療センター、新生児の集中治療室が再開されるとか、新生児には手厚く結構だと思うんですが、その上の段階、小児医療センターというんですか、川崎市にはあるんでしょうか。川崎市内のそういう重病の子供が、横浜、県の方の病院にかかっているんですね。ですから、政令指定都市でこんな大きな川崎が川崎市内にそういう大きな病院がないということは、今、とても子供を優遇して一生懸命人口をふやそうとしているのに、そういう施設がないというのは片手落ちじゃないかなとふと思ったんですが、あるかないかちょっとお伺いしたいと思います。うちには小さい子はいないんですけども、近所でそういう人がおりますので。

野村財政部長

いわゆるこの横浜市にあるような、県のああいう子供病院みたいな形に特化したものは川崎にはないということを記憶しております。

井上委員

これからもつくる予定はないのでしょうか。

野村財政部長

それぐらいの特化した、医療に特化したものを市として抱えるのかどうかというのはこれからご議論があるところでしょうけれども、今、ここでご説明させていただいたのは、まずは生まれたてで非常に手厚い介護というか看護が要る人たちで、世の中でも、例えば通常の産婦人科で、もうなかなか受け入れができないような方たちのところをまずそろえて、そうすると逆に産婦人科の方のそういった難しいお子さん、あるいは妊婦さんをどんどん受け入れて、いざとなればその聖マリアンナとだとか、川崎病院の方に預けることができる方がうまく回るということで、まずはそこに手をつけさせていただいたということです。例えば世田谷には国立でありますよね、そういった病院が、そういったものは今のところ、この予算の中に入っていない形になります。

井上委員

残念ですけど。

加藤部会長

テレビでやっていましたものね、確かに。

山越さん、何かございますか。

山越委員

やはりうちは製造業なんですけれども、海外の方に輸入をしております、やはり去年の10月ぐらいから激変、もう全然注文がほとんどなくなってございまして、やはり従業員とか、もう今はちょっと休業状態みたいな感じでございまして、それで雇用保険の申請をいたしまして、雇用保険からの助成を今申請しているところで、そういう状態です。深

刻な状態です。

加藤部会長

そういう観点から。

山越委員

個人的な、そういう状態ですので、ぜひこれを利用したいと思います。

加藤部会長

そういう観点から今回緊急経済対策の施策を打ち立てておられるんですが、どういう状態、どんなふうに、例えば今中小企業の方が来られた段階、どのぐらいの例えば募集とか応募があったら、市としてはこれがうまくいっているな、何かそういうバーとかマイルストーン、何かそうお持ちになっているんでしょうか。私が質問しちゃいけないんですけども。

野村財政部長

1つは雇用対策ということで、いわゆる派遣切りという形で問題になりましたけれども、そういった方たちの一時的な受け皿として、一定の雇用を市が直接臨時職員として雇用する、あるいは民間に事業を委託して、そこでそういった方を雇用していただくという枠を設けると。今、その枠が400名ですけれども、そこについては現在充足率というか、まだ400名の方は応募なさっていません。そういった状況がございます。あと融資については、これはいろんな見方があると思って、信用保証協会の融資が受けられる要件があるんですけれども、それを枠組みとして設けて、それをいつでもそういった緊急の必要があるときに市の方に相談に来ていただけるというような体制を設けるというようなことと、あと先ほど資料にございましたけれども、特に8ページの1の(4)のところにあるんですけれども、これは事業再生支援資金と、非常に高い技術力を持っていらっしゃる、ただ資金繰りがうまくいかない、銀行も貸してくれない。ただ、技術力があってこの技術力をなくしちゃうと川崎としての産業の集積がなかなか保てなくなるというようなときに、こういった国でも県でも受けられないような融資をこの中で受け皿として設けて対応していくというようなことで、ちょっとここについては例えば何件申し込みがあったら成果が出

ているというようなメルクマールはございませんが、融資枠としては8億円程度をさらに事業再生ということで設けておりまして、そういったところで中小の企業の方を支援していくというようなことで考えているところでございます。

井上委員

緊急を要する方を派遣切りで、職がなくなった方、そういった人たちを採用してということは結構なんですけれども、現職員をどんどん切っているわけじゃないですか、川崎市としても。そこのバランスがちょっと、大変な人を保護する意味で雇用するのはいいんですけど、現在一生懸命やっている方を人員削減削減といって切っているのに、それだけの余裕がどうしてあるのかなというふうに。

長坂総務局長

今、市の方でやっている職員の削減につきましては、定年者を要は補充しない形の中でやっていますから、200人、300人減員になっていますけど、それは現職員の、現役の方をやめさせるんじゃないで、退職補充という形の、要はその業務ということでなくて、要は民間でできるものは民間に仕事を掘りあてた中で、そういう人数を調整してくるということで。ですから、そういう意味では退職者の補充の関係でやっていますので、そういう意味では直接的にはないと。

井上委員

すみません。

野村財政部長

もう一点、先ほどの子供の医療のことで、確かにそういった箱というか病院としてのところではまだ市でつくるというような構造はございませんが、例えば本当の重病、例えば血友病で点滴に1回60万円かかる患者さんもいらっしゃいます。そういった方たちについては別途医療費助成という形で、市外の病院に通われる場合でも医療費を助成するとか、そういった形での補助というか、そういった施策は市としてもとらせていただいているところでございます。

加藤部会長

よろしいですか、あとはよろしいですか。まだお時間がありますけども。

じゃあ私の方から1点か2点質問をさせていただきます。こういう改革を取り組んだ成果が出ておりますけども、要は過去でそういう意味で苦い経験をなさってこられて、今回、取り組みをなさっておられると思うんですけども、そうやってターニングポイント、確かに財政危機宣言があったと思うんですけども、また、これが緩くなってしまうと起こり得る可能性があると思うんですね。当然、いろんな部分のスタンスで行動なさると思うんですけど、そういうやはり歯どめといいますか、牽制をかけるような私たち市民委員として何か市の方で期待されている部分があればちょっと教えていただくという部分があれば助かったんですが。正直言って、ここ今私たちもらいましてもなかなか、この予算の内容とは見切れないじゃないですか。結果としては還元サービスの部分に目が行ってしまうんですけど、本当にそれでいいのかなという部分も、井上委員がおっしゃるように、こういうもんじゃなくてもっとインフラの部分で投資をしなくちゃいけない部分がどこかへ行ってしまって、ある程度、人気取り的な部分が行ってしまうとまずいんじゃないかというご意見も裏にあると思うんで、その辺、いかがでしょうか。

小林行財政改革室長

行革室長の小林でございます。どうもありがとうございます。昨年の春に新しい行財政改革プランというものを私ども作成させていただいております。また、3カ年で行革の取り組みをさせていただいております。その中にもともとの21年度の予算では、先ほどこからお話が出ております減債基金からの借入れをしないで予算を編成するという大きな目標がございます。そのほかにやはり効率的・効果的なこの行政体制をつくっていく、そして今後、今、議論が出ております、よく保育園の待機児童がふえているといったような問題ですとか、やはり、それから、高齢化の進展に伴って、さまざまな行政需要というのはどんどんふえてくると、そうしたものをやっぱり川崎市としてそうしたものにこたえていくためには、それを進めていく行政の方もしっかりとした体制を整えるとともに、そうした需要にこたえられる財政力といいますか、そういったものをつくっていきましょうというのが次の段階の新プランといいますか、今、説明させていただいております。そういった趣旨からいきますと、今回は大きな目標は達成しましたけれども、今後も行財政改革というので進めさせていただきたいと、そのように考えております。

加藤部会長

ありがとうございました。

それでは、各委員の方、意見が途中でまたありましたらお聞きしますけども、その意味できょう議案の2なんですけども、市民広報のあり方を私たち市民部会で取り組んできました。この点につきまして報告に入りたいと思いますので、事務局の方、よろしく願いいたします。

石井行財政改革室主幹

本市民部会におきましての今年度の取り組みといたしまして、行財政改革の取り組みにおける市民広報のあり方ということテーマとしまして市民部会でご議論をいただいております。市民部会委員の皆様によるワークショップ形式による検討会を別途3回開催するなど、議論を重ねていただきまして、このたび活動報告書として取りまとめていただいております。この活動報告書につきましては来週の火曜日、3月24日に開催されます平成20年度第2回の行財政改革委員会、いわゆる親会におきまして、部会長の方から報告をしていただく予定になっています。また、同じ日の午後でございますが、市民部会の活動報告会として阿部市長の方に部会の委員の皆様から報告をしていただくということになっております。

それでは、本日、お手元の資料2に沿いまして活動報告書の概要等につきまして、事務局でありますシーエスケイの方からご報告をさせていただきます。

シーエスケイ（岩下）

それでは、シーエスケイの岩下と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元のことしの成果ということでもとまりました緑の冊子、報告書の内容に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。表紙にもありますが今年度はその行財政改革の市民広報について、意見交換、検討、課題解決策の提案などを話し合っていました。

それでは、まず少しページを進めていくので4ページ、5ページを開いていただいでよろしいでしょうか。繰り返しになりますが、今年度はこの行財政改革委員会の市民部会として、テーマとしては行財政改革取り組みの、特に市民広報のあり方についてということ

で取り上げました。この理由ですが、最初の平成19年度のうちになるんですが、テーマを何にするかという検討を行ったとき、委員の方々から、かなり市民にしても行政内にしてもいろいろこの行財政改革に対する意識とか知識、認識のギャップがまずかなりちょっとあるのではないかというようなご意見ですとか、あと、まだまだこの行財政改革のことを知らない、意識していない、興味がない市民の方が多いのではないか、その方々にまず少しでも興味を持ってもらったり、内容を知っていただくことが大事なのではないかということで、そういったことからこのまずじゃあ広報のあり方について考えてみようということでテーマを設定いたしました。

それから、4ページ、5ページ、それぞれ活動経過が簡単な表になっております。平成19年度につきましては2回の部会を開きまして、その中で行政の方から報告を受けてご意見を伺ったり、あと、このテーマの検討、決定ということで行いました。

それから、5ページに入りまして、今年度、平成20年度ですが、会合の回数としては計5回、きょうも含めて開催してきております。ちょっとこちらの表でも色分けをちょっとさせていただいているんですが、そのうち3回がワークショップ形式ということで、これは市民部会の委員さんと事務局で意見交換、下にもちょっと写真が出ておりますが、例えばパワーポイントで説明を受けたり、あと、参加された市民委員さんの方にそれぞれ意見を紙に、ラベルに書いていただいて、それをワークショップ形式で整理して意見をまとめていくというような手法で、会合、この表では事前検討会という形になっておりますが、そちらを3回、それから、きょうのような全体で開く市民部会というものを2回という中で、きょうここにある提案をまとめてきております。

それでは、6、7ページをごらんください。こちらに全体のご意見、概要、結論をダイジェスト的にまとめております。8ページ以降はそれらを、それらについてもう少し出た意見と細かく詳しくまとめてある形になります。

まず6、7ページですが、一番左になりますが、意見交換に先立っては、まず、やはり既存では市民広報の取り組み、どんなものがあるのかということも資料提供をいただきまして学んでまいりました。例えば毎年報告の冊子が出ていたり、市民にわかりやすい形で財政読本、それからパンフレット、あと市政だよりの特別号という形で、これは新聞折り込みで、新聞購読の家庭には全戸配布されているという、それから出前講座、ホームページ、それからパブリックコメント、タウンミーティングなんかの試みがこれまで行われてきたということです。

これに対して市民部会の委員の中で意見交換を行いまして、まとめ方としましては、大きく、まず主な課題ということで3つの課題、それから、改善の方向ということで、これも大きくそれに対応する形で3つ、それから、改善への意見・提案ということで、具体的に6つの提案をまとめてきております。じゃあこれらの内容につきましてはこの8ページ以降に詳しくまとめてございますので、8ページ以降から沿ってご説明をさせていただきます。

まず、8ページをごらんください。

まず、検討の最初は、それでは現状の市民広報にはどんな課題があるのだろうかということをもとに話し合いました。結論というか、キーワードは、やはりもっと伝わる広報へする必要があるのではないかとということです。意見交換の結果、いろいろ資料を見せていただくと、行財政の改革の成果はかなり上がっているじゃないかとということで、それを市民にまだ十分知られていないのはすごくもったいないというご意見が出ていたと記憶しております。行財政についてしっかり理解している市民はまだ少ないのではないかとということです。そして、課題、主に課題1、2、3ということで、3つにまとめております。

まず、8ページの下半分になります。課題1としては、やはりもっと多くの市民に情報を届けたいということです。既存の取り組みもたくさんあるんですが、これらの手法や取り組みだけでは情報がまだ届いていない、届いてはいるんだけど目を向けていない市民の存在がまずあるのではないかとということです。それから、公共施設や図書館などでの閲覧環境なんかもう少しわかりやすくアクセスしやすい形になるとよいのではないかとということです。

ちょっと委員さんの意見を太目の四角で囲った中に具体的に会議の中で出た委員さんの意見を抜粋しております。具体的には、先ほども出ました市政だよりも出してはありますが、これはやはり今新聞の買わないご家庭というのがふえておまして、そういう家庭にはやはりどうしても届かないですとか、やはり若年層ですとか、その町会に未加入層というのもやはりありまして、そういった方にどうしてもなかなか届いていない面があるのではないかと。それから、また、情報が欲しいときにどこに行き聞いたらよいかわかっていない市民が多いのではないかとというようなことですね。最後のところにもありますが、すべての無関心な市民に届けるというのは、それはちょっと不可能とは思いますが、多少なりとも興味ある人にきっかけを与えるような広報をもっと展開したいというご意見が出ております。

それから、9ページですが、2つ目の課題としては、今ある広報ももっと見やすくわかりやすく、興味を引くということです。見せ方の工夫といたらいいんでしょうか、そういった点も改善の余地があるのではないかというご意見が出ていました。委員さんの意見、具体的には、ちょっと文字が小さくて読んで疲れてしまうとか、情報量が余りにも多過ぎるとなかなか忙しい方は読む気にならないのではないかと。あとは色使いの話ですとか、やはり要望をいかにわかりやすく伝えるかということが今までも工夫はされてきているんですが、やはり課題だねということです。それから、特にこれは市政だよりについていろいろ意見が出たんですが、一覽的にすべて載っているというのはいいいんですけれども、その他のチャンネルでもやはりもう少しターゲットを絞ったといいますか、理念を伝えたり、そういった広報が必要ではないかというご意見が出ておりました。

それから、課題の最後の3つ目です。これはもっと市民に身近に感じていただいて、共感できるような広報を展開しては、展開するというのが課題ではないかということです。

委員さんからの具体的な意見としては、財政危機宣言のときは危機感があったんですけども、今ちょっとやっぱり安心してしまって、それで逆に関心が薄れてしまってきているのではないかというようなことです。それから、市民にやはりどんなメリットがあるのかですとか、あとは忙しい中でやはり市民が身近に感じられるような問題にターゲットを絞ってはどうかですとか、あとは数値がやはり大きくて、現実感が薄いのでというようなご意見、それから、やはりあとは市民の声に対するフィードバックがもう少し見える形になるとよいのではないかというようなご意見が出ておりました。

以上、3つが課題として整理したものです。

それでは、10ページ、11ページです。

それでは、次にこうした課題を踏まえて改善の方向としてどういった方向が考えられるだろうということも意見交換を行いました。この中で出てきたのが、キーワードとして出てきましたのがプロモーション・マネジメントということです。これちょっと横文字でわかりにくいというご意見もあったんですが、意味は広報活動の戦略的運営ということです。もちろん既存の広報はそれで必要ですし効果もあるんですが、それに加えてやはり伝えたい対象ですとか、内容・表現を絞り込んだ形で戦略的に広報を行えばもっとよい広報になるのではないかという考え方です。具体的に方向としてはこちらにもあるように3つ、先ほどの課題に一つ一つ対応する形で挙げております。

まず、最初の課題です。より多くの市民に届けるということについては、やはり方向としては改善しか、広報手段を広げ情報へのアクセスをよくするとよいのではないかとことです。具体的には既存のメディアに加えて、ちょっと新しい広報手段を入れるですとか、情報へのアクセスの場をもっと充実させてはどうかということです。

委員さんからのご意見としては、やはり一番大事なのは一人一人の職員さんが市民と直接接する現場ではないかと。そのFace to Face、タウンミーティングですとか、出前講座なんかもその一環の取組だと思いますが、そういったところをもっと重視して力を入れるといいのではないかとというようなご意見、それから、やはり新しいメディア、これはなかなかちょっとお金もかかります、難しいことかもしれませんが、例えばのアイデアとして、市バスの車両内公告ですとか、市長さんのテレビ番組とか、そういったようなアイデアも出てきております。それから、図書館や公共施設で関係資料の閲覧環境を充実させてはどうかというご意見が出ています。ちなみにこちらの下にある写真はこのビルの中に、ちょうどこの建物の中にありますね。川崎市の市政の情報が閲覧できるよう情報プラザの写真をこちらにあります。

それから、2つ目の改善の方向ですが、もっと見やすくわかりやすく、興味を引くということに対しては、やはりねらいを定める、定めて情報発信ということです。

具体的なご意見としては、一覧型単発型の広報ではなくて、市民がそれぞれ興味を持ったりかかわっている、生活などでかかわっている分野からアプローチをしてはどうかというようなことです。めり張りもつけてはどうかということです。その意味でどのような内容をどう伝えたいのか、優先順位をつけて、最前面でアピールしてはどうかということです。それに加えてアクセスしやすくするということです。1事業、いきなり全般的に行政改革という形からアプローチするのではなくて、その1分野、1事業から関心を引いて、そこから行財政改革に結びつけていく方法も考え方はどうかというようなご意見も出ておりました。

それから、最後3つ目の改善の方向ですが、身近に感じていただく、共感していただくために、双方向、参加型でやりとりできる場を積極的に展開してはどうかという方向性です。

具体的な委員さんからのご意見としては、市民の受けとめ方、関心のあり方、意見の把握を、既存でも市長の手紙とかいろいろ制度はあるんですが、それをさらに見えるような形にするといいのではないかとというようなご意見が出ていたと思います。それから、それ

に対するフィードバック、時には問題点、都合の悪い点も公表し議論の場となる広報を目指す。それから、苦情や改善策を行政の中でもっとより改善している方向が見えるのではないかというような改善の方向です。

以上が課題、改善の方向ですが、ここまでは割とある意味一般的といいますか、ご意見という形ですが、次にじゃあ具体的にもう少しやはり、ただ言い放しなのではなくて、具体的な改善への意見・提案ということで、6つの項目にまとめております。それが12ページからということで、それではそちらの方も一つ一つ説明させていただきます。

まず、12ページの意見・提案の1つ目ですが、やはり新たなメディアの活用など、広報手段の拡大を図る、これまでも出ていましたが、やはり市民が集まっている場に出向く出前講座ですとか、出前講座の開催回数がもっとふえるような工夫をしてはどうかということです。具体的には委員さんの意見、これまでも出ていますが、新しいものとしては意識啓発イベントなどを企画推進するというようなご意見も出ております。写真は市長みずから、素案の段階のときですが、説明したタウンミーティングの写真です。

提案の2つ目ですが、情報への入り口をふやすということです。これは先ほども出ました情報プラザのような場所を、わかりやすい形で設置し、周知をもっと図るということです。これは具体的に委員さんからの体験として見たいときにちょっと見れなかったというようなご意見も出ていたと記憶しております。それから、検索の方法なんかもよりわかりやすいルートで目的の情報に引き出せるような改善をどんどん図っていくということです。こちらに載せている画像としては、今、現在の行財政改革にかかわるホームページのところが載せられております。

次に、14ページに行かせていただきます。

3つ目の提案は市民にわかりやすい表現でということです。見出し、全体的に委員さんから出たご意見としては、見出しやタイトルがやはりまだちょっとかたいのではないかというようなご意見が出ておりました。例えばこの委員意見の、一番下のところに出ておりますが、「財政読本」とか「行財政改革成果報告書」なんていうのがやはりタイトルとして出ているんですが、それはそのむしろサブタイトル的にして、メインタイトルの見出しには、ここまで成果が上がってきたんだというようなことですか、最も伝えたい趣旨や内容を、ある意味例えば書籍のタイトルの的につけてしまってもいいのではないかというようなご意見も出ておりました。それから、先ほど出ておりました、例えばお金の単位ですとか、例えば財政読本は市民のお財布というような表現でされていますが、そういった工

夫をどんどんしていったらどうかというご提案です。

それから、15ページ、これは先ほどのFace to Faceにもちよつかか
わってくると思いますが、取り組み姿勢です。行政全体で取り組んでいますということをも
っと市民に伝わる形でアピールしていくとよいのではないかとのご意見です。

具体的には、他都市の事例もちよっと今回勉強したんですが、例えばキャンペーンの展
開ですとか、キャッチフレーズ、マニフェストなんかもある意味設定してはどうかという
ようなご意見です。各所各現場で、例えば学校に冷暖房設備がついたとか、その補助がい
ろいろついたということがありますが、各現場でこの事業は行財政改革の成果ですよとい
うのもっとアピールしてよいんじゃないかというご意見が出ておりました。それから、
例えばこれをやる、こう変わるといった強いアピールが必要なのではないかとすること
です。なかなか難しいかもしれませんが、キャッチフレーズとか、マニフェストなんかで広
くアピールしていくことも必要なのではないかとのご意見が委員さんから出ておまし
た。

それから、5番目の提案ですが、身近な課題からきっかけをつくっていくと。総花的、
一覽的な広報ではなくて、生活に身近な中からアプローチしていくということです。例え
ば、子育て、高齢者福祉、教育など、分野別、対象別に改革をアピールする機会をふやし
ていくと。そこから新たな市民の感想を引いていくということです。その意味ではそれぞ
れの分野での既存の広報があるのではないかと。その中でときどきでもいいからやはり行
財政改革とつながっているんだよと、関係しているんだよということも例えば載せていた
だくですとか、市政だよりでも、かなりスペースを争っているということで、難しいかも
しれませんが、例えば市政だよりで連載して分野ごとにちよっとアピールをしたりですと
か、行財政改革のニューズレターを発行している自治体なんかもありますねというご意見
も出ておりました。

16ページ、最後の6番目の意見・ご提案ですが、互いにやりとり、先ほどフィードバ
ックという言葉も少し出てきましたが、双方向のやりとりをして議論の場を形成する広報
をつくと、そのことで市民の興味というものがやはり継続的になるのではないかと
ご意見が出ておりました。

具体的な市民委員さんからのご意見としては、既存のサンキューコール、市長の手紙、
各種広聴制度がありますが、それをもっと見える形で掲載してはどうかと。それから、改
革の現場、職員さんの生の声やコメントも伝わってくると親しみがわく、持てるのではな

いかですとか、あとはホームページのアクセス分析ですとか、アンケート調査などで市民の関心や意識の把握にも努めて、それを反映していくような戦略も必要なのではないかとというようなご意見が出ておりました。

以上、6つの提案という形で、今年度、市民広報について委員さんから出てきた意見をワークショップ形式でまとめてまいりました。17ページからは、各委員さんから原稿をいただく形で「あとがき」と書いてありますが、参加しての感想ですとか、今後に向けてのコメントを書いてくださった委員もいらっしゃいます。

それから、19ページ以降は、資料として、要綱ですとか、名簿、それから既存の広報について、例えばどのぐらいの部数を発行されて、こういった形で配られているのかというような資料を参考資料として掲載させていただきました。

以上、今年度の活動報告ということで、こちらをもとに、先ほどもありましたが、今度の親会の方で市長さんへの報告に持っていくという予定となっております。

報告の方は以上です。

加藤部会長

ありがとうございました。

今、ご説明がありました内容につきまして、委員の皆様から特にご意見があれば、一応、皆様のご意見は今ご説明がありました17ページと18ページにあとがきでこの市民広報のあり方について携わったご感想を述べていただいておりますけども、一言何か、この場でお伝えしたい点があればいかがでしょうか。特にないですか。よろしいですか。

井上委員

すみません、今のじゃなくて、市長のタウンミーティングですか、区ごとに行われるんですか、それとも1年に1度どこかの区をこう回るといふ、次の会場は、私多摩なので、多摩とか、次の年は中原とかというふうになるんですか。

小林行財政改革室長

先ほど写真に載っていたタウンミーティングは、平成19年に新しい行革プランをつくる、それから、もう一つ、総合計画実行計画をやはり同時期につくるということで、その素案を市民の皆さんに説明するというので、計7回、10月に集中的にやらせていた

できました。

井上委員

じゃあ会場が変わって。

小林行財政改革室長

そうです。ですから、一定のテーマでタウンミーティングを設定させていただけるというふうに思っております。

井上委員

昨年度は振興会館ですか、ございましたよね。じゃなかったか、ソリッドスクエア。

野村財政部長

環境の関係で、あれは夏ごろですかね、市長も参加してタウンミーティングをさせていただいた。

井上委員

ああ、そうですか。そういうふうに分野別にあるわけですか。たまたま出席させていただいたんですけど、県知事の場合も、私毎年参加しているんですね、神奈川県の方のもの。だから川崎市ももっと回数をふやして皆さんに参加していただければいいんじゃないかなと常に思っていたものですから。

野村財政部長

わかりました。その趣旨もわかります。

井上委員

そして一般の方は割と少ないんですよ。結局、もし多摩でやるとすると、多摩の方の役所の人たちが市長が見えるから行かなきゃならないって気を使って、すごくいらっしゃるのね。要するに紺のスーツを着た方が大勢いらっしゃるという。だからそういう役所の方じゃなくて、一般の人たちにアピールするためのじゃないかなと思うので、もう少し方法

を考えたらいかがしらと、参加するたびに思うんです。

加藤部会長

わかりました。そういう意見を踏まえまして、長坂総務局長さん、何かこの全体に対してご意見があれば、局長さん。

長坂総務局長

今、井上さんから大変印象深い発言がありました。私ども、職員を参加させてタウンミーティングやっているわけではなくて、その地域の方に参加していただきたい。ですから会場がいっぱいになったら職員をそこに入れることは絶対ありませんので、地域の方にいっぱい入っていただければ職員がそういう意味じゃあ入らないようになっていくと思いますけど、今回、いろいろ1年間委員の皆さんには大変お忙しい中を熱心にご討議いただいて、こういう形で報告書をまとめていただきまして本当にありがとうございました。

今、報告を聞いたところでいきますと、非常に主な課題、それから改善の方向、そして改善への意見・提案についてもまとめられておりますので、大変、わかりやすいものになっているんじゃないかと思っています。

特に、私が思うのは、市は営利を目的としていないので、職員は自分たちがやったことをPRするのは、私は非常に不得手だと思っているんです。だから、それだとやはり行政がやっているものが市民から見えないのだろうということで、そういうことも、要は職員の意識改革も含めて、行政がやっていることをやはり市民の皆さんに知っていただくのが一番いいだろうということもありまして、そういう意味ではこれから取り組んでいきたいと思っています。そして本日いただいた意見を私どもは、これを十分検討させていただきまして、少しでも改善できればと思っていますので、そういう形で使用させていただければと、このように思っているところで、改めてまた市長さんの方にも報告があるということですので、市長の方からもまた意見もございますし、皆さんの方にお伺いすることもあると思いますので、ひとつよろしくお願いします。この1年間、本当にありがとうございました。

加藤部会長

それでは、引き続きまして、議題3の平成21年度の、また同じこの市民部会の取組に

つきまして、まず、事務局の方から、素案をお願いしましたので、素案説明をいただいた上で討議をした上で、この21年度の取組について進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします

石井行財政改革室主幹

今もお話がありましたけど、今年はこのテーマで活動報告書としてまとめさせていただきました。来年度につきましてもまた新たなテーマを設定いたしまして、引き続き議論をしていただき、ご意見をいただきたいというふうに思っております。

本日、資料の3ということで、こちらの1つのたたき台と申しますか、案をご用意いたしましたので、それに基づいてご議論いただければと思っています。それでは、資料の内容につきまして、ご報告・ご説明をさせていただきたいと思います。

シーエスケイ（岩下）

こちらの資料を、私の方からご説明いたします。

資料3ということで、平成21年度、行財政改革委員会市民部会の取組についてということで、具体的に進め方の案とテーマ候補として3つ挙げさせていただいたので、この中から選ぶ形で、また新たな視点を提案させていく形で来年のテーマということで今日、決められたらと思っています。

まず、進め方の案というところですが、基本的には、またテーマは変わるといっても完全に変わるという形ではなくて、今年の市民広報のあり方ということで、この提案まできちっと議論してまいりましたので、その視点ですとか、とらえ方をやはり土台としたいということです。特にやはりもっと身近に感じる、共感するということで課題の3つ目として挙げられておりましたが、その日常生活の中で行財政改革とのかかわりということで。その視点を生かしてテーマをさらに絞り、改革への理解を深めながら検討を進められるとよいと考えております。

具体的な活動の流れのイメージですが、下に少し簡単な表を掲載させていただいたのですが、平成21年度は2回の部会と4回の事前検討会、ワークショップを基本に進めてはどうかということです。実は平成20年度と比較しまして、ワークショップが1回増えるという形になります。その1回がどうして増えるかというと、この下に書いているんですが、1回はテーマに関してやはり、今年度もそうでしたが、やはり机で、資料提供はもち

ろんいただいたり、写真なんかもパワーポイントで見たりということもしてきたんですが、やはり1度は会議室を出て、現場を見ることでより深くイメージがわくんじやないかなと思っておりまして、1回は現場視察を入れてはどうかというご提案です。具体的な流れのイメージですが、きょうテーマが決められましたら、第1回はそのテーマに基づいて資料提供を事務局、行政の方からさせていただいて、それに対してやはり課題の整理ですとか、まずどんなことを感じられたかというような形でワークショップを1回開くということが1回目です。それから、2回目は部会ということで、経過報告という形になります。それから、その次の3回目に、それにかかわる現場を見て、より理解を深め、より具体的な意見を出せるような形で進めていけたらと考えております。それから、4回目、5回目ということで、課題の抽出ですとか、解決改善の方向性、提案といった形で、この4回目、5回目については今年度と同じような形でまとめられるとよいのではないかと考えております。それから、最後の部会は結果報告、きょうのような場ということで、以上が進め方の案でございます。

続けて、テーマ候補として3つ挙げさせていただきました。

まず、1つが市民活動の支援制度についてということです。これはその下に書いてありますが、行財政改革を市民活動団体の視点から考えてはどうかということです。これは、協働のまちづくりや市民自治の考え方が全国的に広まっておりまして、従来の公的サービスだけでは解決することのできない地域課題の解決を市民活動団体が担うケースがふえてきております。川崎市でも自治基本条例ですとか、区民会議の設置など、市民自治を進める取組というのが進んでいます。行財政改革でもこの動きを後押しする形で、活動拠点の整備や助成金制度への補助ですとか、市民活動への支援が実施されているということです。

こういった背景を踏まえて、具体的に行政から提示できる資料、例えばですが、これももしご意見があったらどんどんいただいてもいいかと思うんですが、各区で市民活動の支援拠点というのが設置されております。そこの利用や運営の状況ですとか、助成金制度がどうなっているのかですとか、どういった支援が行われているのかということをお話を学ぶということです。それから、現場視察も、こちらのテーマの場合は各区に整備された市民活動の支援拠点というのがございますので、例えばそちらに伺って、各区に設置されているので、それを区によっても運営形態はかなりやはり違ったりしておりますので、そちらで運営されている方々のお話を聞いたり、現状を把握することで何か新しいことが見えてくるのではないかと考えております。

そういったことを踏まえて活動拠点の利用や運営の現状、地域まちづくり活動への支援策などについて学び、その効果や課題について考えて、市民活動団体がより力を発揮して公的サービスに貢献できる方法、そのために求められている支援ですとか、制度について考えてはどうかということが1つ目のご提案です。

2つ目のご提案が住民との接点ということで、窓口サービスのあり方についてということです。これは行財政改革を職員の意識改革ですとかサービス改善から考えるということです。背景としては、行財政改革の成果をより広く市民に伝えていくには、先ほど話でも出しましたが、職員の意識改革を進めて、それをやはり直接接する場で表現しサービス改善につなげていくことが必要なのではないかと。川崎市では具体的に再生ACTIONシステムと言われるその事務事業総点検ですとか、人事評価制度、職員提案制度などの再構築も今図られております。そういったことも踏まえて考えていくということです。

具体的な調査・検討の内容の案ですが、例えば提供資料としては、先ほども言いました人事評価制度ですとか、職員提案制度等の現状、それから、区役所によっては窓口サービスにそのISOを導入している、努力をしているような各区役所がございますね。そういったところの取組や、広聴制度やその反映の取組などについて。現場視察については窓口業務の現場に行ってはどうかということです。現状調査、課題の抽出ですが、窓口を取り上げて現場調査を行うほどで、意識改革やサービス改善の運営についての評価・課題の抽出を行うということです。その上で改善の内容、市民との相互のやりとりの充実などにかかわる提案が何かできればということが2つ目の提案です。この2つ目の提案については、職員の意識改革ということで、これは窓口の個別苦情ケースの分析になってしまったり、職員の意識改革をすると、職員の問題としてとらえるのではなく、あくまで市民からの視点ということをとらえるということが、ちょっと難しいかなとは思いますが、2つ目の提案です。

最後、3つ目の提案ですが、指定管理者制度の有効的な活用についてということです。これは、行財政改革を民間活用から考えるという、先ほどの市民活動の支援ということもある種の民間活用ではあるんですが、3つ目の提案では特に指定管理者制度を取り上げてはどうかというご提案です。これは具体的には、公共公益施設の運営を一昔前は、行政がすべて行っていたんですが、最近では、民間や住民、民間の力を生かしながら、協働や委託によって運営していく動きが、これは市ではなく国全体として広まってきております。川崎市でもちょうど今年度の中で説明もありましたが、民間活用ガイドラインを策定して、

公共施設への指定管理者制度の導入を具体的に進めているところです。その内容を踏まえ、具体的に想定される調査・検討内容ですが、例えば現在指定管理者制度がどういった施設で導入されているのか、あと、年度ごとに受託した業者が報告書を出していて、それに対する行政の評価書みたいなものをきちっと公開書類として出されたように、例えばそういった資料を幾つか学んでみてはどうかということです。現場視察としては指定管理者制度が導入されている施設に伺って、現場の方のお話なんかを聞くことも考えられると思っております。例えば具体的には市民館ですとか教育文化会館もそうでした、あとサンピアですね、そういった施設も指定管理者制度ということで導入されております。

課題の抽出と提案の方向性としては、身近な施設で民間活用されているということで、それを市民がどう感じているかですとか、メリット・デメリットはどんなものがあるんだろうとか、それをより効果的に運営するにはどうしたらいいのかというようなことを考えるということが3つ目のご提案です。

以上が平成21年度の進め方、それから、テーマについて広報ということで3つ挙げさせていただきます。

加藤部会長

ありがとうございます。今、事務局の方からご説明がございました平成21年度の市民部会の取組でございますけども、まず最初に進め方ですが、今回、回数を1回増やしたらどうか。要は現場の視察をしていきながら、地に足のついた提案をする必要があるのではないかという話だったんですけども、回数が1回ふえることに対して、当然、お仕事の手間もかかりますが、ご意見、いや困るというご意見があればお聞きしたいんですが、よろしいですか。今回、この回数で1回やってみましょうと。これで市民部会とまとめるのはこれが最後ですよ、このメンバーにしましては、こういう報告書をまとめるのは。こういう冊子にするのは。次回は1回やったら3回目は、もないんですよ。この報告書を上げるのは、2回でいいんですよ、3年間ですから。

石井行財政改革室主幹

ですから、これを決めて、これをまた報告書を上げてと。

加藤部会長

で、おしまいですよ。ですから、最後の取組ですか。

徳田委員

3回目はどうなんですか。

加藤部会長

3回目はまた別な部分で。

石井行財政改革室主幹

ご相談させていただきますけど、任期が。

加藤部会長

短いんですよ。

石井行財政改革室主幹

短いものですから、ある意味行革プラン総括ですとか、次のプランに向けての考え方の整理、そんなことが。その辺はまた。

加藤部会長

では、進め方としましては、今、お話がありました1回ふやすということで進めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、テーマですけども、今、3つほど、事務局のシーエスケイさんの方から話があったんですが、この中で、特にこの部分については関心があるとかやる価値があるとか、思っている部分があればちょっと井上委員からご意見をいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

井上委員

私は今一番最後の3つ目、指定管理者、そこを勉強したいと思いましたが。

加藤部会長

それはどういう趣旨で。

井上委員

私たちの団体でいろいろなところの会場を借りているんですね。その団体、指定管理者によってちょっと態度が違うということ。親切なところもあるんですよ。だからどういうふうなことで、どういうところが指定管理者になって入っているのかなというのを、裏側をちょっと聞いてみたいなというふうな思いがございました。

加藤部会長

非常に指定業者によって、出っ込み引っ込みがありますので、特定の1カ所を見てこれがいいとも悪いとも言えないので、もしやるとしましたら選定の基準とか等々、もしくは後のフィードバックの問題とか、次の問題のときにどうするかという問題になるような気もしますが、また、委員さんのご意見聞いた上で。

徳田委員どうですか。

徳田委員

事務局からご提示いただいた3つというのはそれぞれ重要で、特にどれを上げればということはないですが、あえて優先順位を私なりにつけてみれば今の方が言われた指定管理者制度ですね、その活用ぶりについて、これが一番大事に、これが僕に対する、その理由は行政改革、財政改革ということと言われるようになってから、民間でできることは民間でというのが大きなことになってきたらと思うんです。それでこの川崎市、ここで言われている指定管理者制度というのは、実は私は、こちらの面では余り質疑がなかったので、この部会に参加して初めて知ったわけなんですけれども、だから内容はよくわかりませんが、ちょうどそういうところにそれが分析、きちんと行政当局が何でも自分でやるんじゃなくて、管理者制度という人にある程度委託をして事業を有効に進めてもらうということだろうと想像しますので、そういう点からいうと、民間でできることはできるだけ民間でという趣旨に合った具体的な方策の1つではないか、平たく言うと、それについてもう少し実態をよく知って、具体的にあればそれをみんなで考えるということは行財政改革委員会として非常に有意義なことではないかと思います。

それから、あえて言えば、今、重要なのは資料3の最初に書いてあります市民団体への

支援政策、これをある意味では民間でできることは民間でということを進めることになるのではないかと。だから、この第一に指定管理者制度、それからあえて言えばできれば市民団体の支援体制について検討する、あるいはもし可能であれば両方2つともやるというようなことがいいんじゃないかと思います。

3番目、窓口サービスについてのあり方というのは、これは一番重要ですけども、行政改革の直接のテーマというより、市の対応や結果をPRすればいいというような感じがいたします。

以上です。

加藤部会長

ありがとうございました。

今、井上委員と徳田委員の方から今日シーエスケイさんのお話があった指定管理者制度云々の話があるんですけども、大体市の方ですと、どのぐらい今導入がされておられるのでしょうか。実態がわからないと、いざ調査をしようとするときに、ある程度のボリューム感はどうか、やったときに、まとめた段階である程度の成果物になったときに意見がまとまる方向でないと困るので実態はどうなっていますか。

石井行財政改革室主幹

公共施設の数、導入している数としては186の施設になっています。例えば分野でいうとこども文化センターということで、放課後の児童の活動施設ですとか、国際交流センターですとか、男女共同参画センターですとか、あと市民活動センターですとか、施設数としては186です。

加藤部会長

利用者数はどのぐらいなんですか。

石井行財政改革室主幹

利用者数ですか。

加藤部会長

ええ。わからない。

石井行財政改革室主幹

施設ごとがございますので、単純に。

加藤部会長

なかなか難しい感じですね。

ちょっと途中で、たまたま指定管理者制度の話が出たので、ちょっと私も全然不勉強で申しわけなかったんですが、殿村委員、いかがですか。

殿村委員

私は、市民活動の助成金をもらっているあの人たちと、一遍お話を聞いてみたいと思います。

加藤部会長

1 番の話ですか。

殿村委員

はい。

加藤部会長

それはどうしてなんですか。

殿村委員

どんな活動をしているのか、伺いたい。

加藤部会長

素朴な疑問ですね。

殿村委員

そう。花を植えているだけというところももらっているし、不思議なのは、毎年買って植えるのですよね。だから、普通だったら花、種から植えてとかじゃなくて、もう咲いているのを植えていたりするから、そういうものにも助成金をもらっているから。

シーエスケイ（岩下）

実はその市民活動とか、指定管理者制度と一言に言っても、かなり……。

殿村委員

いろいろあります。

シーエスケイ（岩下）

そう、どちらもかなりいろんな種類がありますよね。先ほど、徳田委員がおっしゃられたように、その両者は多少やはり関連しているというか、つながってくる部分もあると思うんですね。どちらのテーマを取り上げるにしても、やはり例えば指定管理者にしてもどの施設にお話を聞きに行くのかですとか、市民活動団体を取り上げるにしても、どこの活動の団体にお話を聞きに行くのかによって、かなり視点は違ってくるといえる点はあるかもしれない。

殿村委員

そうですね。

シーエスケイ（岩下）

その意味では1回やはりお話を……。

井上委員

すみません、質問が。ちょっと伺いたいんですけど、たまたま男女共同参画、スクラム21ですか、あそこでお祭りが2月にごさいました。そのときの行事をした方は、どこの団体というか、指定管理者か知りませんが、そういうお祭りだけを指定管理者が入るといえることですか。それともスクラム21の会館そのものの職員に全部指定管理者が入っているんですか。そこがちょっとわからない。

石井行財政改革室主幹

基本的には会館の管理運営、指定管理は入ります。

井上委員

指定管理が入っているのですか。

石井行財政改革室主幹

でもお祭りはちょっとよくわかりません。多分、実行委員会とか、そういう形式で、どこかまた別の団体が企画してやっているものかもしれません。

井上委員

去年から指定管理者が入ってやっていたんですけど、あそこにいる中村館長さんは、市の職員じゃないんですか。指定管理者の方から来ているんですか。その職員、事務所にいる職員が指定管理者ということでしょうか。そこがちょっとわからないので、そうすると私たちが借りているのは幸市民センターのホールとか、サンピアンとかお借りするんですけど、そこが全部管理者が違って入っていますので、事務所の方には職員がいて、それで運営している方は管理者がやっているということですか。

布川行財政改革室主幹

ちょっと個別の施設についてはわからないんですけども、通常施設の管理運営ということで、施設の中で働いている人、事務室にいる人、そして指定管理者の方で手当てした職員。

井上委員

ああそうですか。

加藤部会長

そういう観点からしたら、余り広くとらえてやっぱり進めていかないと、大分、私たちの中の、委員の中でも認識が違うので、この市民活動、徳田委員がおっしゃった支援制度

全般に考えている中の1つの中に指定管理者制度があるというらえ方をしていく進め方もあるかもわからない。

山越委員、いかがですか。

山越委員

大きな話題でちょっと決めかねていますので。

井上委員

活動の支援制度とおっしゃいましたけど、これもたくさん市民団体がありますから、1つに絞れないですね。

殿村委員

指定管理者制度にしてもスポーツクラブとか、子供会館というのはみんな違いますよね。

加藤部会長

これ先ほどおっしゃっていたこの市民活動云々については、背景と前提の中に、自治基本条例を制定し、市民会議を各区に設置するなど、地域の課題は地域云々でやった中で、今、おっしゃっているこの現場を、2つほど挙げられたシーエスケイさんが説明の中でおっしゃっていましたが。

シーエスケイ（岩下）

具体的にこちらに麻生区、市民交流館「やまゆり」とか、中原区、中原区民交流センター「なかはらっぱ」というのを挙げていますが、こちらの施設は各区に1カ所ずつ整備されている市民活動支援コーナーという形なんですけど、それと同じになるんですけど、そこらはNPO法人だったりボランティア団体だったり、どこでもいいんですけど、その地域でそのテーマを持っている活動団体がそちらに登録をする形で協議会によって運営していたり、施設自体もある市民団体が運営したりとか幾つかケースがあるんです。その中でやはりそちらの施設を会議室として登録した団体が利用させていただいたり、例えばそこにコピー機があって、その資料をつくりたいときにそちらでできるですとか、そういった拠点を提供することでより市民活動をしやすくしようという目的で大体整備されたものです。

ただ、それも区によって、何かすごく活発に利用されているところと、余り利用されていないところとあるらしいので、そういうところを例えばちょっと見て、1カ所ではなくて、例えば幾つか見たら少し何か見えてくるんじゃないかなとちょっと思ったので、挙げさせていただきました。

井上委員

すみません、もう一つ。今度、4月10日か、中原市民館のところに市民交流センターができます。あれは市ですか、それとも区のですか。

シーエスケイ（岩下）

あれはまた財源が違う、施設としては。

石井行財政改革室主幹

施設としては市のものです。そこの財団法人が入ります。

シーエスケイ（岩下）

指定管理者として入って運営します。

井上委員

ああそうですか。

石井行財政改革室主幹

指定管理者ではなくて、財団が入るということです。財団法人が市民活動として使いますので指定管理とはまた違います。

井上委員

違うのね。そうすると我々が利用させていただくのは団体として登録しないと使わせていただけないということですか。

石井行財政改革室主幹

細かい使い方の話ではなく拠点としての使い方ということですので。

長坂総務局長

今日提案したのは、この3つから選択しなくては、ならないということではなく、皆さんの方からもっとこういうものもというのであれば、それでもよろしいですし、今の状態の中から選ぶとしても、皆さんの認識がまだ……。

加藤部会長

違いますね。

長坂総務局長

ええ、ですから、今日その内容までお話ができないと思いますので、次回の1回目のときに、もしこの中からということであれば、これの制度なり内容を委員の皆さんで議論していただくと、これでということならこれでも、いや、これでもなくても別のものでも皆さんの方でお考えであれば、事前に事務局の方に言っていただければ、その準備をして、第1回目のときにまた出せる形にすればいいのかなと思います。

徳田委員

今の事務局のご意見に賛成です。私が指定管理者制度等はプライオリティーが高いと申し上げたんですけれども、ここに、今、聞かれたさまざまな議論・ご意見を伺っても、皆さんの指定管理者制度についての意識がいろいろと違うようです。ですから、もう一度この指定管理者制度とはどういう制度、どういうものがあって、民間団体がどういう種類のものがどういう視点をつくっていくか、そういう勉強を次回したらどうかと思います。

シーエスケイ（岩下）

それでは、方向性としては、今、特に絞りませんが、例えば2番の窓口ということは置いておいて、民間活用ということで、指定管理者ですとか、市民活動支援について、事務局の方で1回目の会合のときに資料を用意させていただいて、それでまたその委員さんのご意見を伺った上で、具体的に先ほどご提案あったように絞り込んでいくという形でよろしいですか。

加藤部会長

感じますと、私たち市民で全部知っているわけじゃないですよ。一接点を持って考えて発言をしていますので、当然、その部分ばらつきがありますので、一回、行政として、ぜひ市民部会としてお聞きしたい部分が当然あると思うので、その辺も一回、私も一回入って、打ち合わせをして、素材をきちんと確認した上で、次回のごときにご提案をして、ただ、話があったのはどうしても、今日あったのは市民活動のあり方とか、指定管理者制度云々の話も出ましたので、要は民間でできることは民間にという大方針があるんですけども、その部分が要はことはどんどん浸透しますけども、実際やってみると、だれがやっているんですかという議論もあったわけですから、その一回は私の方で、事務局と打ち合わせをして、次回のごときに進める素材ができるように調整しますので、その方向で次回検討させてもらえますか。ただし、回数的には、進め方についてはこの方向でやっていきたいと思っていますし、逆に言うと、やはり今日、委員の中で、市と接点をお持ちになっている方でもいろんな部分で見方が大分違ってきますので、この違いを知らながら議論をする点が一番大事だと思っていますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、一回その案については、次回の事前検討会の前に資料をお配りして、その中で議論をした中で、課題の整理をして進めていくということで行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この方向でいきますので、若干時間がありますけども、今日は、予算から始まりまして、今度市長に報告する市民広報の2点について何かご質問があるか、ご意見があるかお聞きして、なければこれで今日の市民部会は解散させていただきたく存じますが、何かございますか。

(なし)

では、あと事務局の方、よろしくお願いいたします。

布川行財政改革室主幹

ありがとうございました。

これをもちまして平成20年度第2回行財政改革委員会市民部会を終了いたします。

長時間にわたりましてまことにありがとうございます。